

カナダ外交における「人間の安全保障」

塚 田 洋

目 次

はじめに	5 主要国との関係
I カナダ外交における「人間の安全保障」	III 国際刑事裁判所の設立
1 人間の安全保障採用までの経緯	1 外交会議までの経緯
2 アックスワージー革命	2 ローマ外交会議
II 対人地雷全面禁止条約	IV 「人間の安全保障」外交の評価
1 地球規模問題としての対人地雷	1 知的イニシアチブに支えられた外交
2 全面禁止条約成立への道	2 伝統的価値観の追求と対決型的外交姿勢
3 カナダ政府のイニシアチブ	3 カナダ外交の限界
4 国際的 NGO ネットワークとの連携	おわりに

はじめに

1994年に国連開発計画（UNDP）が「人間の安全保障」という新概念を提起してから、既に10年が経過した。人間の安全保障は、極めて曖昧な概念だと批判される一方で、国連やその専門機関が政策理念として掲げるほか、日本、カナダ、北欧諸国なども外交政策の柱として採用している。

人間の安全保障とは、個々の人間、特に弱者を紛争や貧困などの脅威から守ろうとする考え方である。紛争、環境破壊、人権侵害、貧困、感染症などの問題が発生した場合、国家の安全が保たれても、そこにいる個人の安全まで守られるとは限らない。人間の安全保障は、一般に国家単位でとらえられてきた安全保障の概念に、「人間」の視点を加えるものである。

最初にこの概念を提唱した UNDP の『人間開

発報告』は、人間の安全保障を、経済、食糧、健康、環境、個人、地域社会、政治の7分野から検討し、人間の安全保障に対する脅威として貧困、飢餓、失業、病気、社会崩壊、差別、抑圧、人権侵害、疎外、環境破壊、犯罪、性暴力、麻薬等、実に様々な要素を挙げた⁽¹⁾。

UNDP の考え方に従えば、人間の安全保障にはおよそ「人々の安全」を脅かすものすべてが包含されるであろう。これは国際機関の政策理念としては成立する余地もあるが、一国家の外交目標としては明らかに大きすぎる。また、地球規模の脅威から個人の安全を守るという人間の安全保障は、本来、国家に焦点を当てた概念ではないし、積極的に用いる国家があるとはいえず世界で広く定着した用語でもない⁽²⁾。

では日本やカナダなどが、外交目標として人

(1) 『UNDP 人間開発報告書1994』国際協力出版会、1995、pp.22-37。

(2) 稲田十一「開発・復興における「人間の安全保障」論の意義と限界」『国際問題』530号、2004.5、p.32。

間の安全保障概念を掲げるのはなぜだろうか。また人間の安全保障はこれまでどのような外交政策として具体化したのか。この小論は、人間の安全保障に積極的なカナダの例を紹介し、日本外交を考える手がかりを探るものである。

I カナダ外交における「人間の安全保障」

カナダが外交政策の柱として人間の安全保障を採用したのは、この概念が持つアピール力によって冷戦後のカナダ外交を活性化するためであった。

1 人間の安全保障採用までの経緯

冷戦期のカナダは大陸主義 (Continentalism) と呼ばれる対米協調路線を基軸としながらも、他方で国際主義 (Internationalism) に基づく独自のミドル・パワー (中規模国家) 外交を展開した。それは国際政治における公平な調停者や仲介役を演じることで、国際社会における発言力の確保を目指すものであった。有名な事例は、1956年のスエズ危機におけるピアソン外交である。ピアソン (Lester B. Pearson) 外相の働きで国連緊急軍が派遣され、スエズ危機は平和裡に解決した。この時の成功から、カナダ国民の間では正直な仲介者・紛争調停者という役割が、米国とカナダの外交を峻別して、カナダ

に好ましいイメージを与えるものと受け止められた⁽³⁾。スエズ危機以降、カナダは国連平和維持活動 (PKO) に、「平和愛好国」としてのアイデンティティを求め積極的に参加した⁽⁴⁾。またカナダは、大国の利害と衝突しない範囲で、東西陣営間の仲介役や南北問題の緩衝役を務めてきた⁽⁵⁾。

その後冷戦終結により、カナダは国際主義に基づく外交政策の見直しを迫られた。この時期に外交政策の見直しを行った国は多いが、カナダにとって深刻だったのは、PKO がカナダ外交の象徴としての役割を果たさなくなったことである。1993年に誕生したクレティエン (Jean Chrétien) 自由党政権は財政赤字解消のため、大規模な予算削減や行政改革を断行した。国防予算もその例外ではなく⁽⁶⁾、カナダ軍は拡大を続ける PKO に対応しきれなくなった。また、冷戦期の PKO はカナダへの注目度が高かったが、湾岸戦争以降、PKO の性格が変化し参加国が増えると、カナダ外交をアピールする手段としての魅力に乏しくなった。更にソマリア PKO におけるカナダ軍のスキャンダル (空挺部隊員による住民殺害と軍上層部の隠蔽工作) がカナダ国民を幻滅させ、カナダの国際的なイメージも傷つけた⁽⁷⁾。

クレティエン政権は1995年の外交白書『世界中のカナダ (Canada in the World)』で、新たに「繁栄と雇用の促進」、「安定した国際社会

(3) J.L.グラナツスティン「平和維持活動—イメージと現実」『カナダ外交—その理念と現実』御茶の水書房, 1994, p.124.

(4) 特に初期の活動への国民の支持は絶大で、1960年には、カナダと利害関係や歴史的つながりのないコンゴへも PKO 要員を派遣した。このときは派遣を求める世論と議会でディフェンベーカー政権が押し切れられ、派遣を決定している (同上 p.129.)。

(5) Andrew F. Cooper, "Niche Diplomacy: A Conceptual Overview," *Niche diplomacy: Middle Power after the Cold War*. Houndmills: Macmillan, 1997, pp.1-24.

(6) クレティエン政権は国防予算を1993年度の1200万ドルから1998年の925万ドルへ削減し、それに伴って兵員も1993年度の74,800名から1997年度の61,465名 (文民を除く兵員のみ) に削減した (Duane Bratt, "Niche-Making and Canadian Peacekeeping," *Canadian Foreign Policy*, vol.6 no.3 (Spring 1999), p.78.)。

(7) 城由紀子「ソマリア事件—冷戦後世界のソマリアとカナダの不幸な遭遇」『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』9号, 2001.1, pp.79-93.

とカナダの安全保障」、「外交政策におけるカナダの価値や文化の反映」という三つの目標を掲げたが⁽⁸⁾、いずれも具体性に乏しく優先順位もあいまいであったため、国民の支持を得るに至らなかった⁽⁹⁾。また当時は、フランス系住民が大半を占めるケベック州で、分離独立を求める住民投票が実施されたこともあり、英国系とフランス系を問わず、国民がカナダのアイデンティティを再認識できる外交政策が求められていた。

2 アックスワージー革命

こうした中で1996年に外務大臣（正式には、外務・国際貿易大臣）に就任したアックスワージー（Lloyd Axworthy）は、「新外交」の起爆剤として、UNDPが提唱していた「人間の安全保障」に注目した。外相はこの概念をカナダに適した形に整理し直し、新たな外交方針として強調した。

アックスワージー外交の基本的な考え方は、概念ペーパー『人間の安全保障－変化する世界における人々の安全（Human Security: Safety for People in a Changing World）』に示されている。概念ペーパーは、人間の安全保障を基本的に国際社会の要請に応じた概念であるとして、この概念に注目が集まるきっかけを作ったUNDPの功績を評価した。ただし、UNDPの概念は広範囲に過ぎ、政策手段としての実用性に乏しいと批判した。更に、UNDPは飢餓や

貧困など低開発との関連で人間の安全保障を強調するが、むしろ、武力紛争による人々の犠牲を防ぐことが人間の安全保障の優先課題であると指摘した⁽¹⁰⁾。

こうした考え方に基づいて、アックスワージー外相は、内戦下の民間人保護や国内支配集団による大規模人権侵害といった、武力紛争に関わる問題に焦点を当て、しかも短期間で外交成果に結びつきそうな課題を優先的に政策化した。

外相は、財源の乏しいカナダが単独で「新外交」を展開するのではなく、政策課題ごとに中小諸国を結集することや、NGOの専門知識や国際ネットワークを活用することを視野に入れた。こうした幅広い連携の中核となることは、多国間交渉の経験が豊富で、植民地主義の負の遺産と無縁なカナダに相応しい役割であるという⁽¹¹⁾。外相のリーダーシップの下、カナダは対人地雷禁止に向けたネットワークの中心として条約締結の原動力となり、国連では国際刑事裁判所の設立を推進することにも成功した。ピアソン以来といわれる大きな外交成果は「アックスワージー革命」とも呼ばれた⁽¹²⁾。

以下では、対人地雷全面禁止条約および国際刑事裁判所設立規程の成立過程を通じて、カナダの人間の安全保障外交の評価を試みる。

II 対人地雷全面禁止条約

対人地雷全面禁止条約（通称オタワ条約）は、

(8) Department of Foreign Affairs and International Trade, *Canada in the World: Government Statement*. Ottawa: DFAIT, 1995, pp.10-11.

(9) 白書は、作成過程において関係省庁の調整にも失敗し、安全保障や開発援助も見据えた包括的な外交政策を示せなかった。詳しくはDavid Malone, "Foreign policy reviews reconsidered." *International Journal*, vol.56 no.4 (Autumn 2001), pp.555-578.を参照。

(10) Department of Foreign Affairs and International Trade, *Human security: safety for people in a changing world*. Ottawa: DFAIT, 1999, pp.3-4.

(11) Lloyd Axworthy, "Canada and human security: the need for leadership." *International Journal*, vol.52 no.2 (Spring 1997), pp.193-196.

(12) Norman Hilman and Adam Chapnick, "Axworthy Revolution," *Canada among Nations: The Axworthy Legacy*, Toronto: Oxford University Press, 2001, pp.65-88.

カナダが主導したユニークな過程（オタワ・プロセス）を経て、1997年12月に締結された。対人地雷の全面禁止を目指す中小諸国と、国際的なNGOのネットワークが先例のない形で連携し、既存の枠組みの外で条約交渉をまとめ上げた。

1 地球規模問題としての対人地雷

対人地雷が初めて使用されたのは第一次世界大戦であったといわれ、その後、第二次世界大戦や朝鮮戦争、ベトナム戦争で多用された。1970年代以降は、カンボジア、アフガニスタン、また最近では、ボスニア・ヘルツェゴビナやコソボなどの内戦で使用され続けた。

対人地雷という兵器の特徴はその非人道性にある。地雷はいったん敷設されると、戦闘員か一般市民かの区別なく被害を与え、実際の戦闘が終結しても長期にわたって潜在的な効力を発揮し被害者を出し続けるからである。1996年の赤十字国際委員会報告によると、対人地雷の被害者は年間2万4千人に上り、過去50年間の累計では核および化学兵器による死傷者より多かったという⁽¹³⁾。また、被害者の多くは女性や児童を含む一般市民であった。

2 全面禁止条約成立への道

(1) 全面禁止条約以前の規制

オタワ条約以前にも、地雷を規制する条約が存在しなかったわけではない。1980年の特定通常兵器使用禁止・制限条約⁽¹⁴⁾（Convention on Conventional Weapons 以下CCWとする。）の第二議定書が、民間人に対する地雷の無差別の使用を禁じていた。しかし、地雷の使用が最も深

刻な内戦には適用されない上、当時多用されていたプラスチック製地雷など、探知困難な地雷も規制の対象外であった。

CCW 第二議定書の構造的な欠陥に加え、冷戦終結によって発展途上国における地雷被害の深刻さが明らかになった。地雷は内戦が一応の終結をみた後も、難民の帰還や再定住を妨げる上、旧紛争地域の社会・経済生活の再建にも大きな障害となっていたのである。

(2) ICBLの活動と規制強化の動き

深刻な地雷汚染に危機感を募らせた欧米のNGOは、1992年に「国際地雷禁止キャンペーン（International Campaign to Ban Landmines 以下ICBLとする。）」という国際的なNGOネットワークを立ち上げた。ICBLは、地雷問題を人権、環境汚染、紛争後の平和構築等、多面的に捉えることで、人権、女性、開発、難民といった多様な専門分野を持つNGOを結集し、急速にその規模を拡大した⁽¹⁵⁾。ICBLは、地雷被害の撲滅は地雷の全廃によってしか達成できないという認識に立ち、各国政府やメディアへの働きかけを行った。ICBLは当初、CCW 第二議定書の改正による全面禁止を目指したが、地雷を合法的な防衛兵器であると主張する慎重派諸国の前に、CCW 再検討会議は難航した。1996年5月に採択された改正議定書は、内戦への一部適用や、地雷の移譲規制の強化などを規定したが、全面禁止とは程遠い内容であった。コンセンサス方式による通常の軍縮交渉は大国の思惑が一致しない限り暗礁に乗り上げるため、地雷全廃運動はこのまま行き詰まるかに見えた。

(13) 赤十字国際委員会（難民を助ける会ボランティア訳）『対人地雷 味方か？敵か？』自由国民社，1997。（原著名：International Committee of the Red Cross, *Anti-personnel Landmines: Friend or Foe?* Geneva, 1996.） p.22.

(14) 特定通常兵器使用禁止・制限条約は通称である。正式には「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」（1980年10月10日締結、1983年12月2日発効）という。

(15) ICBLは当初、6団体による運動であったが、ノーベル平和賞受賞時（1997年10月）には、55か国から1000団体以上が参加する運動に成長していた（『毎日新聞』1997.10.23）。

(3) オタワ・プロセス

しかし ICBL は、議定書改訂交渉の過程で、全面禁止に関心を寄せるカナダなど数か国と対話を進めていた。対人地雷の全面禁止を目指すカナダ、ノルウェー、南アフリカ、ベルギーなど「志を同じくする国々」(Like Minded Countries 以下 LMC とする) は ICBL と連携する道を選び、通常の軍縮交渉の枠外で対人地雷全面禁止条約交渉を主導したのである。全面禁止に賛同する国のみによる交渉は、開始から 1 年 2 か月という異例のスピードで条約を成立させた(この過程を「オタワ・プロセス」という)。

オタワ・プロセスは極めて厳格な対人地雷全面禁止条約を成立させた。条約は、対人地雷の使用、生産、移譲を禁止するだけでなく、貯蔵地雷の 4 年以内の廃棄や、埋設地雷の 10 年以内の廃棄を定める。更に条約違反の疑惑に対しては、事実調査の制度も設けている⁽¹⁶⁾。米国やロシア、中国などは今も条約に参加していないが、既に 140 か国以上がこれを批准していることから⁽¹⁷⁾、条約の普遍化は急速に進んだと判断してよいだろう。

3 カナダ政府のイニシアチブ

オタワ・プロセスを主導した LMC の中でも、カナダ政府のイニシアチブは条約成立に決定的な意味をもった。通常の軍縮交渉では行き詰まってしまう地雷問題を、全面禁止だけを目的とする独自の交渉枠組みで一気に進展させたからである。軍備管理に関する特定問題を切り離して、

独自の交渉枠組みで短期決着させるという手法を、カナダは 1992 年のオープンスカイ (空中査察) 条約で用いたことがある⁽¹⁸⁾。カナダはこの時の手法を基礎に、オタワ・プロセスでは、更に二つの仕掛けを用意した。

(1) 明確な交渉期限の設定

オタワ・プロセスの起点は、カナダ政府の呼び掛けで 1996 年 10 月に開催された「対人地雷全面禁止に向けた国際戦略会議」(通称オタワ会議) である。欧州連合 (EU) 15 か国や米国、日本を含む 50 か国が正式参加し、24 か国と 8 つの国際機関がオブザーバー参加したこの会議の目的は、即時全面禁止に賛同する国の数を見極めることであった。当時は、段階的な禁止を想定している国や単に模様眺めをしていると見られる国が大半だったからである。

結局オタワ会議においても、明確に即時全面禁止を唱える国は少数であった。しかし、アックスワージー外相はオタワ会議の閉会にあたり、突如、1997 年 12 月にオタワで対人地雷全面禁止条約の署名式を行うと宣言した⁽¹⁹⁾。これは LMC 諸国を含め参加国へ事前通告をしない異例の発言であり、また、条約交渉の常識からみても、1 年 2 か月という極めて短い期間を設定するものであった。無謀とも思われる発言であったが、外相は、全面禁止の機運が ICBL を中心に世界的に盛り上がっているとの認識を持っており、この勢いを条約成立に結びつけるべきだと判断した⁽²⁰⁾。あえて明確な期限を一方的に

(16) 対人地雷全面禁止条約の概要や CCW 第二議定書との差異については、岩本誠吾「対人地雷の国際法規制—その経緯と概要」『新防衛論集』26 卷 1 号, 1998.6, pp.52-70. を参照。

(17) 2004 年 5 月現在、締約国は 143 か国、ほかに署名のみの未批准国が 9 か国ある (International Campaign to Ban Landmines, *Landmine Monitor 2004 : Toward a Mine-Free World*. Washington, DC : Human Rights Watch, 2004, p.1.)。

(18) Brian W. Tomlin, "On a Fast Track to a Ban: the Canadian Policy Process," *To Walk without Fear: The Global Movement to Ban Landmines*. Toronto: Oxford University Press, 1998, p.198, 204.

(19) Department of Foreign Affairs and International Trade, "Notes for an address by the Honorable Lloyd Axworthy, Minister of Foreign Affairs at the Closing Session of the International Strategy Conference," Ottawa, October 5, 1996.

宣言することで、それまで横行していた「究極的な禁止」という先送り論を封じたのである。

(2) 自己選択方式の導入

オタワ会議が「自己選択方式」を導入した点も重要である。カナダは会議に先立って、各国に「参加資格」という文書を送付した。参加希望国は、①対人地雷の全面禁止のため、国際合意の早期実現を目指す、②全面禁止を国内でも実施する、など具体的な行動を約束するよう求められた。カナダが自己選択方式によって参加国を募ったのは、こうした条件を受け入れる国のみが集まることで、小さな共通項ではなく、最大限の到達点を目指すためであった。

実際の会議においても自己選択方式は予想以上の効果を挙げた。会議の攪乱をねらって参加した慎重派諸国は、全面禁止に踏み切らない理由を釈明することに追われた。例えばあるパネルでは、フランス政府代表が、全面禁止は支持するが実施時期は自ら判断すると発言した。これは、国内向けに地雷禁止を表明するものの、実際には国際的合意を望まない国の典型的な立場であった。しかし、オタワ会議ではこうした発言は容認されず、フランス政府代表は、LMC 諸国や ICBL の代表から面と向かって激しい非難を浴びせられた⁽²¹⁾。慎重派諸国の参加は、むしろ LMC と ICBL の結束を強化した。

4 国際的 NGO ネットワークとの連携

(1) 交渉力の強化

オタワ会議においてアックスワージー外相は、カナダ政府は対人地雷全廃に向けて、ICBL とともに活動するつもりであるとして⁽²²⁾、条約交渉においても NGO との連携を継続することを明言した。NGO が条約交渉にかかわる例は少ないが、オタワ・プロセスでは、オブザーバー参加だけでなく会議での発言も許された⁽²³⁾。ICBL が、専門家や国際機関との連携を深めながら、各国でキャンペーンを繰り広げる姿を目の当たりにしたカナダ政府は、NGO の専門知識や動員力を味方につけ、LMC の交渉力を補強すべきだと判断したのである。

カナダも政府を挙げてのロビー活動を展開し慎重派諸国の説得にあたったが⁽²⁴⁾、ICBL との連携がなければオタワ・プロセスの成功はなかったであろう。ICBL には世界各地域から多様な専門分野を持つ NGO が参加しており、ネットワークを通じて各 NGO は地雷関連情報を共有した。政府を上回る情報量で専門性を増した NGO は、自国政府の政策決定に影響を及ぼしていった。また ICBL は、一部 NGO の持つロビー活動のノウハウをもとに、「国内ロビー」、「国際ロビー」、「草の根」、「対メディア」の各分野でのキャンペーン戦略をまとめ、各国 NGO にとってはこれが活動の手引きとなった⁽²⁵⁾。

(20) 事前通告をせずに発言を強行した背景には、地雷問題のイニシアチブがカナダから他の LMC へ移ってしまうことを防ぐ狙いもあった (Tomlin, *op.cit.*, p.205.)。

(21) Tomlin, *op.cit.*, p.201.

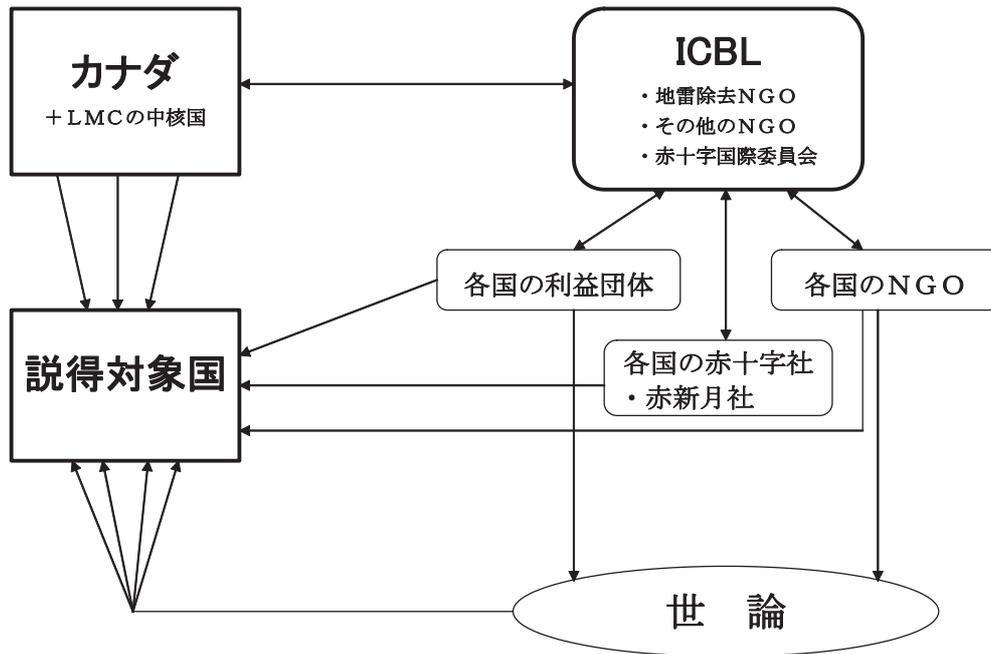
(22) Department of Foreign Affairs and International Trade, "Notes for an address by the Honorable Lloyd Axworthy, Minister of Foreign Affairs to the International Strategy Conference," Ottawa, October 3, 1996.

(23) NGO を政府代表に加える国も15か国に上った (Maxwell A. Cameron, "Democratization of Foreign Policy: the Ottawa Process as a Model." *To Walk without Fear: The Global Movement to Ban Landmines*. Toronto: Oxford University Press, 1998, p.437.)。

(24) Lloyd Axworthy and Sarah Taylor, "A ban for all seasons: the landmines convention and its implications for Canadian diplomacy." *International Journal*, vol.53 no.2 (Spring 1998), p.196.

(25) 目加田説子『地雷なき地球へ』岩波書店, 1998, pp.54-55.

図1：LMCとICBLによる慎重派諸国の説得（概念図）



(出典) Laurence Baxter and Jo-Ann Bishop, "Uncharted Ground: Canada, Middle Power Leadership, and Public Diplomacy." *Journal of Public and International Affairs*, vol.9 (Spring 1998), p.94.

(2) 人道問題への転換

通常の軍縮交渉において、人道主義は最優先の価値観ではないが、ICBLは赤十字国際委員会と共に、地雷問題は人道問題であり、これを解決するには全面禁止以外にないというキャンペーンを展開した。地雷汚染の深刻な被害を、映像などを駆使して一般市民に分かりやすい形で訴えかけ、しかも全面禁止という単純明快な解決策を提示することで、国際世論を喚起した。ICBLとの連携を通じて、人道主義を重んじる国際世論を味方にするには、LMCが大国の圧力を排除する上で効果的であった。更に、ダイアナ妃など著名人の活動やICBLのノーベル平和賞受賞によって、「人道問題の解決」に抵抗することが難しい雰囲気を作り出された。地雷禁止に反対する国は、地雷の軍事的効用が人道的コストをはるかに上回ることを立証を迫られ、米国でさえ、地雷の輸出停止と代替兵器開

発を表明せざるを得なかった⁽²⁶⁾ (LMCとICBLによる慎重派諸国の説得については、図1を参照)。

5 主要国との関係

オタワ・プロセスでは、カナダの多国間交渉技術が功を奏したが、舞台裏では主要国、特に米国への根回しや妥協が試みられたことも忘れてはならない。オタワ会議当時、全面禁止を明確に支持する国は少数で、むしろ参加国の大半は模様眺めをしていた。こうした国々を全面禁止へ取り込むには、米国の支持を得ることが早道であったし、それが困難でも、米国との決定的対立は避けることが得策であった。カナダは当初、会議へのNGOの全面参加を予定していたが、NGOの監視を嫌う主要国に配慮して、公開会合のみの参加に制限した。自己選択方式にも、カナダ政府が参加国を選別して、つまり、各国を地雷禁止推進派、慎重派に振り分けるこ

26) 「立証責任の転嫁」は①情報提供による課題設定、②ネットワーク形成、③既存規範への接木、と並ぶICBLの政治戦略の柱である。詳しくは、Richard Price, "Reversing the Gun Sight: Transnational Civil Society Targets Land Mines," *International Organization*, vol.52, no.3 (Summer 1998), pp.613-644.を参照。

とによって生ずる反発を回避するねらいがあった⁽²⁷⁾。

米国は1992年に世界初の対人地雷輸出凍結法⁽²⁸⁾を成立させ、1994年にはクリントン大統領が、対人地雷の全面禁止を支持する国連演説を行うなど、地雷廃絶を先導する動きを見せた時期もあった。しかし、国防総省の反対などにより、その後の政策は二転三転する⁽²⁹⁾。カナダはオタワ会議後も積極的に米国取り込み工作を展開した。オタワ会議で条約案の起草をオーストリアに任せたにもかかわらず、アラカルト・メニュー方式のような妥協案を提示して米国の説得を試みた⁽³⁰⁾。また、条約案の合意が目前に迫ったオスロ会議に、米国は、朝鮮半島の例外化、対人地雷の再定義、紛争時における条約脱退時期など、条約の根幹を揺るがす修正案を提出したが、カナダはこれを一部容認する姿勢を示したこともあった⁽³¹⁾。

結局、米国提案が受け入れられることはなく、対人地雷全面禁止条約はアックスワージー外相の宣言どおりに調印式を迎え、122か国が署名に応じるという予想以上の成功を収めた。だが、カナダ政府にも中小諸国とNGOの連携だけで全面禁止が実現できるという確信があったわけではなかった。オタワ・プロセスのような前例のない交渉を主導することは、禁止に慎重な主要国の圧力をまともに受けることを意味したし、プロセスが失敗すればカナダ外交にとって大きな痛手となることも覚悟しなければならなかった。アックスワージー外交はこうしたリスクを伴っていた。

Ⅲ 国際刑事裁判所の設立

国際刑事裁判所 (International Criminal Court 以下 ICC とする) の設立条約案を審議した1998年のローマ外交会議においても、カナダを中心とする LMC と、NGO の国際的ネットワークが連携し、公正で実効性の高い裁判所 (いわゆる「強い裁判所」) の設立が可能となった。会議での最終合意を受け、2002年に条約が発効したことは、国際社会における法の支配という観点から歴史的な成果である。

1 外交会議までの経緯

(1) ICC 設立の機運

ICC は、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド (大量虐殺)、侵略の罪を裁く常設の国連機関である。非人道的な組織的暴力の首謀者を、国際法上の犯罪者として追及するという問題意識は、古くは第一次大戦後のベルサイユ条約に見ることができる。国連も1947年には裁判所設立規程の作成を国際法委員会に要請する総会決議を行っているが、その後 ICC の設立には至らなかった。

冷戦後に ICC 設立の機運が高まったことは、地域紛争の頻発と関係がある。非人道的行為の首謀者を処罰しない限り、民族や宗教の違いによる暴力の連鎖を断ち切ることは難しいという認識や、紛争のたびに一般市民、特に女性や児童に攻撃が加えられることに対する憤りが国際社会に広まったのである。特に旧ユーゴスラビアとルワンダで行われた大規模な非人道的行為

(27) Tomlin, *op.cit.*, p.198.

(28) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1993, Public Law no.102-484, sec. 1365.

(29) 米国の対人地雷政策の動揺については、杉江栄一「対人地雷全面禁止への道」『中京法学』34巻1・2号, 1999, pp.23-26.を参照。

(30) カナダ案は、最終的には全面禁止を目指すものの、生産のみの全面禁止、輸出と使用のみの禁止など、様々な議定書の中から各国が都合の良いものを選択できる方式であった (目加田 前掲書, p.153.)。

(31) Greg Donaghy, "All God's children: Lloyd Axworthy, Human Security and Canadian Foreign Policy, 1996-2000." *Canadian Foreign Policy*, vol.10, no.2 (Winter 2003) p.46.

に対しては、場所と時間を限った暫定裁判所とはいえ、国際刑事法廷が設置されるまでになった⁽³²⁾。こうした動きを受け、1994年には ICC 設立規程の検討作業が始められた。

(2) LMC と国際 NGO ネットワークの連携

主要国が ICC 設立を優先課題と認識するには、更に 3 年半の歳月を要した。この間に開催された準備委員会は、推進派である LMC 諸国と安保理常任理事国等の慎重派諸国という対立軸を中心に展開したが、LMC 側は徐々にその数を増し、ローマ会議までには 60 か国に達した。当初は議長役を務めるカナダのほか、ノルウェー、ドイツといった先進国が中心であったが、後にアフリカやカリブ海諸国なども参加し、非同盟諸国や欧州連合といった既存のグループ分けを超える勢力に成長した⁽³³⁾。

また、LMC は戦争犯罪人の処罰を求め、被害者の人権回復や擁護を求める国際 NGO ネットワーク「国際刑事裁判所を求める NGO 連合 (NGO Coalition for the International Criminal Court 以下 CICC とする。)」⁽³⁴⁾ の活動と連動す

る傾向が顕著であり、こうした推進派の使命感が長い準備期間を牽引した⁽³⁵⁾。

2 ローマ外交会議

(1) オタワ・プロセスを意識したイニシアチブ
ローマ外交会議においても、カナダを始めとする LMC が交渉のイニシアチブをとった。人道主義、法の支配、多国間交渉の重視といった地雷問題との共通点を意識して、アックスワージー外相も「地雷禁止条約における画期的なキャンペーンから学び、強力な裁判所をつくる機運を高めるため、政治指導者だけでなく世界中の NGO やメディア、市民を巻き込んでいく⁽³⁶⁾」ことを表明している。

ローマ外交会議に提出された条約草案には、1,700 を超える未合意部分が残っており、当初、5 週間という会期内での合意は困難であると見られていた。また、大国の圧力や国際政治情勢に翻弄されない、公正で実効性の高い「強い裁判所」⁽³⁷⁾ を設置するには、米国等の説得という高いハードルを越えなければならなかった。会議の成功には LMC の中核となるカナダのリー

⁽³²⁾ 1993年に国連安保理決議827で設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia) および1994年に国連安保理決議955で設置されたルワンダ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for the Rwanda) である。

⁽³³⁾ 非同盟諸国の多くは第二次大戦後に独立した途上国であり、内政干渉を嫌い主権絶対の考え方をとる傾向が強い。したがって ICC 設立にも慎重姿勢を示すと思われたが、実際には LMC に近い立場をとる国が大半であった。特にアフリカ諸国は、ジェノサイド等の戦争犯罪に自国の刑事法制のみで対処することが困難なことから、この問題への実効的対処を優先し、ICC 設立に賛同したとみられる (小和田恆, 芝原邦爾「ローマ会議を振り返って—国際刑事裁判所設立に関する外交会議」『ジュリスト』1146号, 1998.12.1, p.24.)。

⁽³⁴⁾ 人権団体、人道問題、平和、児童や女性の権利運動を展開する団体等からなる CICC は、ローマ会議開催時点では800を超える団体のネットワークに成長していた (目加田説子「国際刑事裁判所と NGO」『世界』704号, 2002.8, p.220.)

⁽³⁵⁾ 長嶺安政「国際刑事裁判所規程の成立—成立に至る経緯及び同規程の概要を中心に」『ジュリスト』1146号, 1998.12.1, p.30.

⁽³⁶⁾ Lloyd Axworthy, "Without Justice, No Security for Ordinary People," *International Herald Tribune*, June 16, 1998.

⁽³⁷⁾ 「強い裁判所」の内容として LMC が合意していたのは、①ICC の自動的管轄権の行使、②安保理から独立した ICC の設立、③検察官の独立性の確保、④女性や児童を含む国際犯罪の被害者の公平な取り扱いなどである (Peter Howard and Reina Neufeldt, "Canada's Constructivist Foreign Policy: Building Norm for Peace." *Canadian Foreign Policy*, vol.8 no.1 (Fall 2000), p.27.)。

ダーシップと現場の優れた交渉者が不可欠であった。

(2) キルシュの活躍

その点で、交渉の舞台となる全体委員会議長にカナダのキルシュ (Philippe Kirsch) 条約局長が選出された意味は大きかった。キルシュは、カナダ外務省の法律顧問として国際人道法に関する国際会議等で実績を挙げた人物で、LMC 諸国や CICC からの人望も厚かった。加えて、ローマ会議の成否が米国の説得にかかっていたことから、LMC 諸国には、米国と密接な関係を持つカナダから議長を選出すべきだとの判断が働いた⁽³⁸⁾。

キルシュは各国の説得や条約案の取りまとめに精力的に動き、最大の争点となる規程第二部⁽³⁹⁾については自ら起草を手がけた。また、会期が短いことを逆にとり、連日連夜の会議で交渉のペースを上げ、防戦に回る慎重派諸国を疲弊させた⁽⁴⁰⁾。CICC も機関紙に前日の各国代表団の発言や米国に対する批判記事を掲載して、ICC 設立に消極的な言説を封じる役割を果たした⁽⁴¹⁾。

更に、論点ごとに合意を積み重ねる方式に限界を感じたキルシュは、一括提案方式による事

態の打開を図った。会議参加国のうち28か国のみを非公式に招集して規程の腹案を提示し、これを元に妥協点を探ったのである⁽⁴²⁾。こうした行動に議長としての公平性を疑問視する声も上がったが、結局このときの討議を元に事務局案が固められ、交渉は大きく前進した。

ローマ会議は最終日の深夜、ICC 設立規程を投票によって採択した (投票結果は賛成120、反対7、棄権21)。このような外交会議では、全会一致による採択が原則だが、ローマでは最後までそうした見通しは得られなかった。しかし、これ以上交渉を継続すれば、ICC 設立の機運さえ失われかねないと判断したキルシュが、投票による採択に踏み切ったのである⁽⁴³⁾。キルシュの決断は大胆にも映るが、実際には LMC 諸国や CICC との連携の中で、十分に勝算を見込んだものであった。

(3) 「強い裁判所」を目指して

ローマ会議の終盤は LMC などの推進派と米国のかけひきの場となった。対人地雷問題と同様、米国の慎重姿勢は一枚岩的なものではなかったため、LMC 側は、「強い裁判所」の実現という原則を維持しつつ、採択直前まで妥協点を探った⁽⁴⁴⁾。

⁽³⁸⁾ Fanny Beneditti and John L. Washburn, "Drafting the International Criminal Court Treaty: Two Years to Rome and an Afterward on the Rome Diplomatic Conference." *Global Governance*, no.5 (1999), p.28.

⁽³⁹⁾ 規程第二部 (5~21条) は「管轄権、受理要件及び適用しうる法」を定める。これは政府が条約そのものを受け入れるか否かを判断するうえで、重要な基礎をなす部分であった (Herman von Hebel and Darryl Robinson, "Crimes within the Jurisdiction of the Court," *The International Criminal Court: The Making of the Rome Statute: Issues, Negotiations, and Results*, Kluwer Law International, 1999, p.79.)

⁽⁴⁰⁾ *ibid.*, pp.28-29.

⁽⁴¹⁾ 小和田, 芝原 前掲論文 pp.24-25.

⁽⁴²⁾ Philippe Kirsh and John T. Holmes, "The Rome Conference on an International Criminal Court: the Negotiating Process." *The American Journal of International Law*, vol.93, no.1 (January 1999), p.5.

⁽⁴³⁾ Fen O. Hampson et al, *Madness in the Multitude: Human Security and World Disorder*. Toronto: Oxford University Press, 2002, p.75.

⁽⁴⁴⁾ 米国はクリントン大統領、オルブライト国務長官、シャタック国務次官補 (人権問題担当) が推進派、国防総省やヘルムズ上院外交委員長が慎重派であり、LMC 側も米国との妥協点をつかみかねた (*ibid.*, pp.73-74.)

ローマ会議の最大の成果は ICC 設置規程の採択であるが、「強い裁判所」の実現という観点からは、例えば、検察官の独立性を確保したことが挙げられるだろう。ICC に捜査や裁判の実施を要請できる主体としては、まず締約国と国連安保理事会がある。だが、ICC を「強い裁判所」にすることを望んだ LMC と CICC は、検察官にも職権捜査を認めるべきであると主張した。締約国や国連安保理事会の要請でしか捜査を開始できない場合、政治的対立や各国の利害に翻弄され、ICC が本来の役割を果たすことができなくなるとの懸念からだった。これに対して慎重派諸国は、検察官の職権捜査を認めれば、検察官が様々な圧力を受け、かえって ICC の独立性が損なわれると反論した。特に海外に軍隊を展開する機会の多い米国は、ICC 検察官に自国兵士が刑事責任を追及されることを恐れた。

最終的に検察官の職権捜査は予審部の承認を条件に認められ、LMC や CICC にとって概ね納得のいく結果となった。米国の賛成は得られなかったものの⁽⁴⁵⁾、会議の大詰めまで粘り強く交渉を続けた結果、ICC を「強い裁判所」にするという基本線は維持されたのである。

IV 「人間の安全保障」外交の評価

1 知的イニシアチブに支えられた外交

人間の安全保障を掲げたカナダ外交は、対人地雷全面禁止条約や ICC 設立規程の成立という大きな成果を挙げた。カナダはこれらの多国間交渉を、軍事力や経済力を背景とする強制ではなく、知的イニシアチブによる説得を通じてまとめ上げた。カナダの知的イニシアチブは四つの要素に支えられていたといえる。

第一は、様々な情報の中から外交成果と結びつく情報を選別する能力である。アックスワージー外相の指導力と企画力によるところも大きい。カナダ外務省も外相の要求にこたえられる体制にあった。就任直後、アックスワージー外相は、外務省の全部局から、短期間で外交成果となりそうな問題を提案させ、その中から地雷問題を最優先課題として取り上げた⁽⁴⁶⁾。基本的な情報収集と省内の意思疎通は済んでおり、機会をとらえればいつでも政策化できる準備が整っていた。

第二は、NGO との連携である。カナダが NGO の国際ネットワークと協力関係にあったことは既述のとおりだが、地雷問題については、更に国内の NGO ネットワーク (Mines Action Canada 以下 MAC とする。) とともに協力関係にあった。カナダ外務省の担当官が MAC 代表を務め、政府代表団には NGO 出身の MAC 幹部が参加するなど、NGO の持つ情報、交渉術、企画力を共有し、また、政府が知り得た情報を国内外の NGO に流すシステムが構築されていた⁽⁴⁷⁾。カナダ政府は、国際公益の実現という理想主義的な動機のみから、NGO との連携を強化したわけではない。カナダのイニシアチブを成功させるには、NGO を交渉に巻き込む必要があると判断したのである。

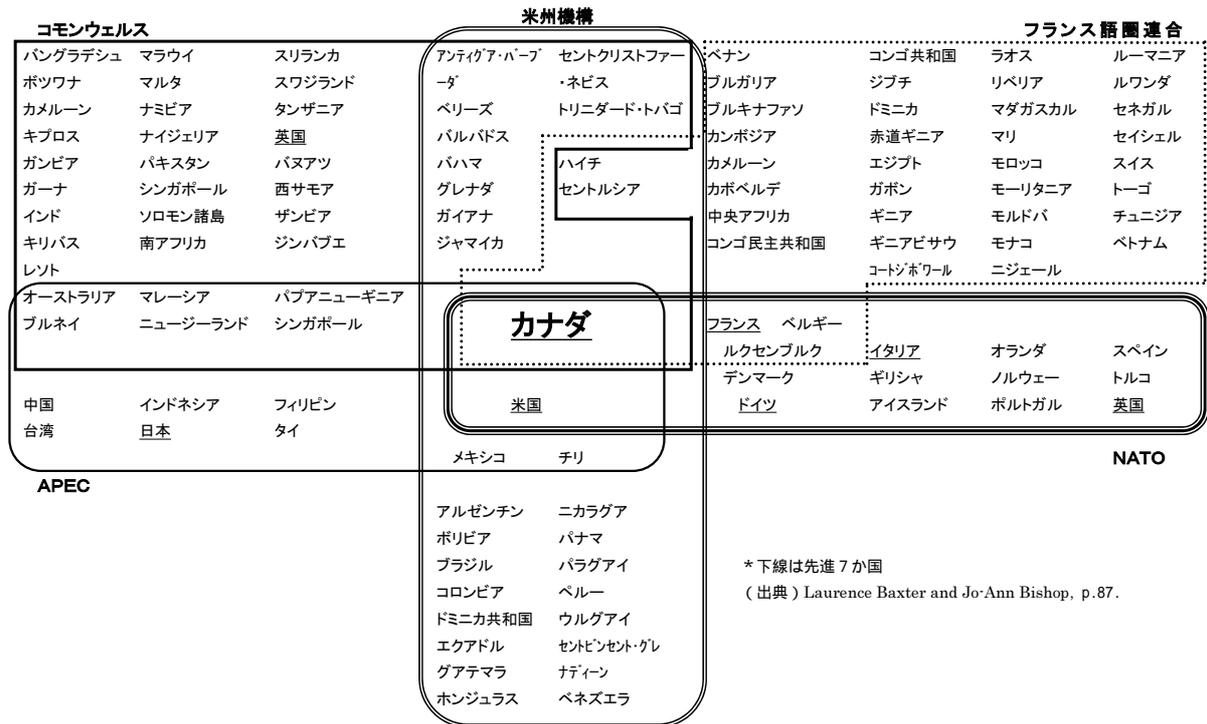
第三は、カナダが持つ幅広い交渉チャンネルである。カナダは、G8、APEC、NATO、コモンウェルス、フランス語圏連合などのメンバー国であり、先進国と途上国を問わず、また世界のどの地域に対しても満遍なく交渉チャンネルを持つ (次頁図2を参照)。カナダの説得は、これらの枠組みを通じて機会あるごとに行われた。LMC の中でも、ベルギーなど欧州の小国は、アジア太平洋地域との結びつきが弱かった上、

(45) 2000年12月、クリントン大統領は、上院が批准する見通しのないまま条約に署名したが、後にブッシュ政権がこれを破棄した (『朝日新聞』2002.5.8.)。

(46) Tomlin *op. cit.*, p.194.

(47) カナダ外務省と MAC の連携については、Maxwell A. Cameron, *op.cit.*, pp.424-447. を参照。

図2 カナダの多国間交渉チャンネル



EUの共通外交政策が行動の足かせとなっていた。またオーストラリアやフィリピンなどは、内戦の被害に苦しむアフリカ諸国との関係が希薄であった。オタワ・プロセスは、カナダのイニシアチブであったからこそ成功したという指摘もある⁽⁴⁸⁾。

最後に、行動に対する信頼性がある。カナダが対人地雷の全面禁止やICCの設立を主張しても、地域の軍事バランスを変化させたり、特定国の軍事活動を抑制したいといった隠された意図を疑われることは少ない。カナダは、他国を侵略した歴史を持たず、ピアソン外交やPKOへの積極的貢献などを通じて、「平和的かつ誠実な仲介者」としての信頼を築いてきたからである。

2 伝統的価値観の追求と対決型の外交姿勢

アックスワージー外交は、伝統的な外交政策

に立脚する一面をもつ⁽⁴⁹⁾。人間の安全保障が提起する諸問題のうち、カナダが焦点を当てたのは、武力紛争に起因する人道問題であった。これはカナダ外交の伝統的な関心領域である。アックスワージー外相は、人間の安全保障を外交理念に掲げることにより、人道的観点からの対人地雷の全廃を訴え、更にはICC設置による正義の実現を訴えることを可能にした。また、カナダは幅広い交渉チャンネルや「平和的かつ誠実な仲介者」としての信頼を生かした多国間交渉を得意としている。このように人間の安全保障というアピール力のある概念に注目し、巧みな交渉術を展開したことこそ、アックスワージー外相の功績といえよう。言い換えれば、アックスワージー外交の本質は、外交問題についてのマーケティングを行い、それをカナダに適したパッケージにして、「人間の安全保障」というラベルを貼ったことにある⁽⁵⁰⁾。結果、どの

(48) John R. English, "The Land Mine Initiative: A Canadian Initiative?" *Worthwhile Initiatives: Canadian Mission-Oriented Diplomacy*. Toronto: Irwin Publishing, 2000, pp.32-33.

(49) ジョージ・マククリーン「カナダの外交政策と人間の安全保障」『人間の安全保障：世界危機への挑戦』東信堂，2004，pp.218-222.

国もカナダのイニシアチブに正面から反対することが難しくなる一方、カナダはNGOネットワークと連携し、国際世論を追い風とすることができた。

他方で、外交姿勢には変化が見られた。冷戦期のミドル・パワー外交は、国際秩序の維持という観点から、対立勢力間の妥協や事態の鎮静化を図るもので、紛争調停や仲介が主流であった。これに比べ、オタワ・プロセスやローマ会議におけるカナダの動きは、拒否国を排除してでも質の高い合意を成立させるという対決型の外交で、伝統的なカナダ外交とは一線を画すものであった⁽⁵¹⁾。当時のカナダは、少ない外交資源を大きな成果に結び付けることが求められたため、自国の優位性を発揮できる課題を選択し、そこに外交資源を集中投入するスタイルに変化した⁽⁵²⁾。カナダ外交の存在感を国内外に印象付けるには、大国との対決というリスクを負ってでも、自らがイニシアチブをとり、より大きな外交成果を挙げる必要があったのである。

3 カナダ外交の限界

対人地雷全面禁止条約やICC設立規程の成立過程は、LMCやNGOの国際的ネットワークの連携においてカナダが中心的役割を担い、人道問題における規範を創出するという、一つの成功パターンを示した。カナダはその後も人間の安全保障を外交政策の柱と位置づけている。

1999年には、児童兵士、紛争時における女性・児童の被害防止、小型武器の拡散防止などの分野において、LMCとともに「人間の安全保障ネットワーク (Human Security Network)⁽⁵³⁾」を組織し、国際規制づくりなどで政策協調する外交戦略を展開している。また、2000年からはカナダ独自の「人間の安全保障プログラム」も実施している⁽⁵⁴⁾。しかし、アックスワージー外相の在任中に限らず今日に至るまで、地雷やICCに匹敵するほどの外交成果には結びついていない。

これはカナダ外交に特段の失敗があったということではなく、カナダのような中規模国の外交にはいくつかの制約があることを意味している。

まず第一は、大国、特に米国との関係である。そもそも国家は他国の干渉を嫌うものであり、まして大国が中小国のイニシアチブに従う事例は少ない⁽⁵⁵⁾。LMC諸国が連携したとしても、中小国のイニシアチブが成功する確率は元々あまり高くないのである。

また米国と密接な関係を有するカナダは、米国の死活的利益を損なったり、対米関係を決定的に悪化させる選択もできない。地雷問題やICC問題では、米国の反対を押し切って条約を成立させたが、どちらの問題においても米国の反対は一枚岩的なものではなかった。クリントン政権のスタンスはむしろLMCに近く、カ

⁽⁵⁰⁾ Fen O. Hampson, "The Axworthy Years: An Assessment," presentation prepared for delivery to the Group of 78, Ottawa, October 31, 2000.

⁽⁵¹⁾ David A. Lenarcic, *Knight Errant? Canada and the Crusade to Ban Anti-Personnel Land Mines*. Toronto: Irwin Publishing, 1998, p.66.

⁽⁵²⁾ Nelson Michaud and Louis Bélanger, "Canadian Institutional Strategies: New Orientations for a Middle Power Foreign Policy?" *Australian Journal of International Affairs*, vol.54, no.1 (2000), p.99.

⁽⁵³⁾ 現在ノルウェー、タイなど13か国が参加している。活動についてはネットワークのウェブサイト <<http://www.humansecuritynetwork.org/>> を参照。

⁽⁵⁴⁾ プログラムは、文民保護、平和支援活動、紛争予防などを対象分野とする。詳細はプログラムのウェブサイト <<http://www.humansecurity.gc.ca/>> を参照。

⁽⁵⁵⁾ Kim R. Nossal, "Mission Diplomacy and the "Cult of Initiative" in Canadian Foreign Policy," *Worthwhile Initiatives? Canadian Mission-Oriented Diplomacy*. Toronto: Irwin Publishing, 2000, pp.8-10.

ナダの行動は容認できるものだったと考えられる。カナダはその後、地雷や ICC のパターンを、国連における小型武器の規制にも応用することを試みた。しかし、銃規制については米国の反対が強く、国際的な基準作りを成功させるには至っていない。

更にカナダ外交の基軸はあくまで対米協調路線であることも忘れてはならない。特に2001年9月のテロ攻撃以降、カナダは米国外交の動向に神経を尖らせている。カナダ国内では大陸主義と国際主義のどちらを優先すべきかの論争が続くが⁽⁵⁶⁾、アックスワージー外相時代に比べ、人間の安全保障の優先順位が下がったことは明らかである⁽⁵⁷⁾。

第二に、人道的介入のような軍事的強制力を伴う問題も、カナダに適した外交課題とはいええないであろう。カナダは、例えばコソボ紛争における民族浄化作戦を人間の安全保障の危機ととらえ、これを解決するには最終的に軍事力による強制行動が必要であると考え⁽⁵⁸⁾。2000年9月の国連総会では、カナダが中心となって「干渉と国家主権に関する国際委員会」(International Commission on Intervention and State Sovereignty 以下 ICISS とする) の設立を宣言した。翌年、ICISS は報告書『保護する責任 (Responsibility to Protect)』において、最終手段としての人道的介入を認める立場を明示し、正当性や法的手続きについて詳細な検討結果を

発表している⁽⁵⁹⁾。

人間の安全保障の中でも、武力紛争下の人々の安全を優先課題としていることから、カナダが人道的介入の基準作りに積極姿勢を示すことは理解できる。しかし、人道的介入の問題には、地雷や ICC 問題のようなカナダの成功パターンが整っていない。「人道問題の解決」という言説によってカナダがイニシアチブをとるには、少なくとも総論として、大多数の国が賛同できる問題でなければならない。しかし、人道的介入は国際社会において未だ賛否の分かれる問題であり⁽⁶⁰⁾、特に主権を重視する途上国にはこれを警戒する声が強い。また、最終手段とはいえ武力行使を容認するイニシアチブでは、カナダが持つ「平和愛好国」としてのイメージを活用しにくい。更に、実際に人道的危機を武力によって阻止する場面では、米国等の軍事力に頼らざるを得ず、こうした問題でのカナダの発言力はさして大きくはない⁽⁶¹⁾。

おわりに

アックスワージー外相は、人間の安全保障という概念のアピール力に注目し、対人地雷全面禁止条約と ICC 設立規程の成立という大きな外交成果を上げ、カナダ国民の支持も勝ち得た⁽⁶²⁾。その後大きな成果に結びついていないとはいえ、人間の安全保障外交はカナダ外交の

⁽⁵⁶⁾ Andrew Mack and Oliver Rohlf, "The Great Canadian Divide," *The Globe and Mail*, March 28, 2003.

⁽⁵⁷⁾ マクリーン 前掲論文 pp.222-223.

⁽⁵⁸⁾ Department of Foreign Affairs and International Trade, *Freedom from fear: Canada's foreign policy for human security*. Ottawa: DFAIT, October 2001 p.7.

⁽⁵⁹⁾ 報告書は、人間の安全保障概念の登場が、保護や支援を必要とする人間を重視する「保護する責任」の概念にとって重要であるとして、その意義を強調している (ICISS, *The Responsibility to Protect*, Ottawa: International Development Research Center, 2001, p.15.)

⁽⁶⁰⁾ 日本の提唱する人間の安全保障の考え方も、人道的介入を含まない。詳しくは、佐藤行雄「日本の国連外交と人間の安全保障」『国際問題』530号, 2004.5, pp.10-11.を参照。

⁽⁶¹⁾ Stéphane Roussel, "Canadian-American Relations: Time for Cassandra?" *The American Review of Canadian Studies*, vol.30, no.2 (Summer 2000), p.152.

活性化という目的を達成したといっよい。

カナダの成功は伝統的な外交に立脚し他国がそのまま再現できるものではないが、我が国もカナダの経験に学ぶことはできるだろう。カナダには、かつてのPKOのようにカナダ外交の象徴となる政策を展開する、という差し迫った動機があった。人間の安全保障概念を外交目標として採用するにあたって、既存の考え方をそのまま受け入れるのではなく、カナダの伝統的な関心領域に近い「武力紛争下の人々の安全」の問題を中心に据えた。更に政策化の段階では、まず対人地雷の全廃を、次にICCの設立を優先課題として掲げた。カナダの人間の安全保障外交は、動機、外交政策全体における位置づけ、具体的な政策目標とその優先順位、すべてが明確であった。

人間の安全保障のような包括的な概念を外交目標として掲げる以上、我が国もこれらの点を明らかにすることを忘れてはならないだろう。人間の安全保障という概念の重要性は誰も否定できない。しかし、焦点をあいまいにしたまま

人間の安全保障外交を展開しても、散漫で成果の乏しい外交に終わりがねないからである。

参考文献

- 足立研幾『オタワプロセス:対人地雷禁止レジームの形成』有信堂高文社, 2004.
- 加藤普章「カナダ外交と人間の安全保障論—その意義と取り組み」『グローバル化と人間の安全保障』日本経済評論社, 2001, pp.323-341.
- 西田芳弘「人間の安全保障」『レファレンス』54巻8号, 2004.8, pp.31-42.
- 目加田説子『国境を超える市民ネットワーク:トランスナショナル・シビルソサエティ』東洋経済新報社, 2003.
- Axworthy, Lloyd. *Navigating a New World : Canada's Global Future*. Toronto: Vintage Canada, 2004.
- McRae, Rob and Hubert, Don. *Human Security and the New Diplomacy: Protecting People, Promoting Peace*. Montreal: McGill-Queen's University Press, 2001.

(つかだ ひろし 外交防衛課)

62) カナダ国民の68%が、外交政策の最優先課題に人間の安全保障を挙げている (Lloyd Axworthy, "Address to the Atlantic Diplomatic Forum." St.John's, Newfoundland, November 5, 1999.)。また、クレティエン政権の高支持率は外交政策によるものであるという (*The Globe and Mail*, July 10, 1998.)。